

伊藤 真 (いとう まこと) プロフィール

伊藤塾塾長・弁護士・法学館法律事務所所長・法学館憲法研究所所長
日弁連憲法問題対策本部副本部長

1958年生まれ、東京都出身。伊藤塾(法律資格の受験指導校)を主宰。

1981年司法試験に合格。その後、真の法律家の育成を目指し、司法試験の受験指導にあたる。深遠かつわかりやすい講義から短期合格者を輩出。カリスマ講師として不動の地位を確立。また「憲法を知ってしまった者の責任」から、日本国憲法の理念を伝える伝道師として、講演・執筆活動を精力的に行う。夢は世界の幸せの総量を増やすこと。日本を人権先進国、優しさ先進国、平和先進国にすること。2009年7月、多くの弁護士、著名人とともに、「一人一票実現国民会議」の発起人となり、日本に真の立憲民主主義を実現すべく弁護士として奮闘中。2014年5月、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する憲法学者や元政府関係者らとともに「国民安保法制懇」を立ち上げる。2015年9月8日、参議院の特別委員会で参考人として意見陳述をする。2015年9月、弁護士有志と「安保法制違憲訴訟の会」を立ち上げる。2016年9月、「九条の会・世話人」に就任。

* 「AERA」(朝日新聞出版)発行)・09.9.14号の「現代の肖像」で取り上げられる。09年4月と10年5月NHK「日曜討論」に出演。また、10年11月13日(土)の「朝日新聞」「be フロントランナー」で取り上げられる。11年9月、「NHK Eテレビ」の「仕事学のすすめ」に出演(この「仕事学のすすめ」は12年2月に再放送される)。13年4月27日の「NHK 週刊ニュース深読み」、13年5月3日の「NHK 憲法記念日特集」、15年5月の「NHKラジオ 深夜便」、17年5月26日(金)深夜の「朝まで生テレビ」等各種マスコミにも出演。

主な著書(一般の方を対象にしたもの)

「赤ペンチェック 自民党憲法改正草案 増補版」(大月書店)(2016年9月)

「けんぼうのえほん あなたこそ たからもの」(大月書店)(2015年4月、垂石真子絵)

「やっぱり九条が戦争を止めていた」(毎日新聞社)(2014年8月)

「憲法の力」(集英社新書)(2007年7月)

「憲法問題 なぜいま改憲なのか」(PHP新書)(2013年7月)

「中高生のための憲法教室」(岩波ジュニア新書)(2009年1月)

「夢をかなえる勉強法」(サンマーク出版)(2006年4月)

「続ける力」(幻冬舎新書)(2008年4月)

「“司法試験流”勉強のセオリー」(NHK出版新書)(2012年4月)

「説得力ある伝え方」(幻冬舎新書)(2014年11月)

「子どもの頭を良くする勉強法」(ベスト新書)(2015年6月)

「勉強は『がんばらない』ほどうまくいく」(PHP研究所)(2017年3月)

「マンガでわかる憲法入門・民法入門・刑法入門」(監修)他、共著、法律専門書多数。

特に「試験対策講座」(全15巻。弘文堂)は、法曹志望者の必読書とされている。

戦争法や9条改憲という事柄が日本国内にとどまる問題ならば、主権者である国民が自らの投票で決定することも許されよう。しかし、世界に大きな影響を与えることであるとしたら、単に日本人が自分たちのことだけを考えて判断することは許されないと思う。

これらの動きは、世界の戦争違法化への流れを止めてしまうと危惧している。私は全世界が、できるだけ戦争をなくす方向へ進むことが人類の進歩であると考えている。少なくとも戦争の世紀と呼ばれる20世紀なかばからそのような努力を国際社会は積み重ねてきた。ジャングルの中のように強い力をもった者が他をねじ伏せる。つまり、強国の価値観が唯一の価値で、それに従わない者は暴力によって鎮圧されるというような世界は健全ではない。多様な価値観の併存を認め、仮に価値の衝突があつたとしても、暴力によって優劣を決めるのではなく、対話と外交努力によって紛争を解決しようとするのが国際社会の進むべき道であると信じる。その方向をまさに日本国憲法は先取していたのである。その憲法が自らの独自性を放棄することは、日本一国の問題にとどまらず、いま再び国際法無視の暴力万能の国際社会に戻りしようとしている世界がその重要な歯止めを失うことになる。非暴力主義への世界の進歩を止め、逆行する方向に弾みをつけることになりかねない。それは日本が国際社会からの尊敬を失い、平和国家としてのブランド価値を毀損する行為だと考える。

確かに20世紀は戦争の世紀であった。2つの世界大戦、そして多くの独立戦争や内戦などで幼い命や弱者たちの命が失われていった。だが、人はこうして殺し合いを続けながらも、他方ではまた新たな命を生み出している。この命の連鎖は驚異的である。戦争が永久に続くように見えても、この命の鎖もまた永遠に続く。私たち人間には生き続けようとする根元的な欲求とそれを実現する力が備わっているようだ。そしてその生きるという意欲を権力に対して主張することこそが人権の本質である。平和的生存権だ。私はこの平和的生存権こそがあらゆる人権の中でもっとも根元的で重要なものと考えている。人は殺し合いもするけれど、やはり平和の中で生きたいと願い続けるものなのである。

そうして人は立ちあがることができる。人類の生命の連鎖の中で自分の一生はほんのわずかだが、その鎖の輪の貴重なひとつであることもまた間違いない。人類という大きな長い鎖の中での役割を自覚することが必要だと思っている。

私たちは単に死ぬために生まれてきたのか、そうではないだろう。やはりよりよく生きるために、多くの方がより幸せを感じて生きることができる世界をつくるために、多くの新しい命は生まれてくるのだと思う。憎しみを持つために生まれてくるのではなく、人を愛するために生まれてくるのだと信じている。

人には想像力と理想を追い求める力がある。この2つの力で、現実に妥協し目先の利益だけを追い求めようとする自分に歯止めをかけることができる。そして人には何よりも愛の力が備わっている。自分を愛する力、人を愛する力である。何が起ころうと自分を見捨てず大切にし、そして周りの人を思いやる力を発揮できるはずだ。人はそうして命の鎖をつなげてきたのだから。私はこの力を信じたい。

皆さんの人生が世界の人々の幸せづくりに貢献し、そのことによって価値ある生であることが実感できることを願ってやまない。そして、世界の子どもたちの笑顔が少しでも増えることを心から祈っている。私も微力を尽くす覚悟である。

以上

私たちは戦争を許さない
～全国の安保法制違憲訴訟を踏まえて～

配布用レジュメ

伊藤塾塾長
日弁連憲法問題対策本部副本部長
9条の会世話人・弁護士 伊藤 真

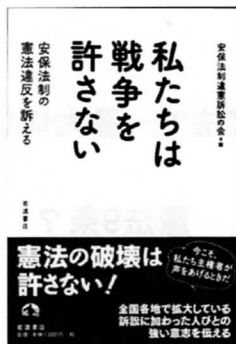
1

自己紹介

- 伊藤塾の塾長として
→ 法律家・公務員の養成を35年以上
- 憲法の伝道師として
→ 全国で講演、執筆活動
- 弁護士として
→ 1人1票実現運動と裁判
安保法制違憲訴訟

2

私たちは戦争を許さない(岩波書店)



3

やっぱり九条が戦争を止めていた



4

あなたこそ たからもの(大月書店)



5

憲法を学ぶ意義

- 1 憲法を使いこなして自分らしく生きる力をつけるため(自分が幸せになるために)
- 2 社会のメンバーとしての役割を果たすため(社会をよりよくするために)
- 3 憲法改正国民投票や選挙のときに、自分の考えでしっかりと判断できる力をつけるため(未来を灰色にしないために)

私たちは誰もが政治や憲法に無関心ではいられても、無関係ではられない。

6

ファシズムの初期の兆候

- ・強力な継続的なナショナリズム
 - ・人権の軽視
 - ・団結の目的のため敵国を設定
 - ・軍事優先(軍隊の優越性)
 - ・はびこる性差別
 - ・マスメディアのコントロール
 - ・安全保障強化への異常な執着
 - ・宗教と政治の一体化
 - ・企業力の保護
 - ・抑圧される労働者
 - ・知性や芸術の軽視
 - ・刑罰強化への執着
 - ・身びいきの蔓延や腐敗(汚職)
 - ・詐欺的な選挙
- Early Warning Signs of Fascism
Dr. Lawrence Britt
U.S. Holocaust Museum
- より7

憲法改正(96条)

1 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

有効投票の

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

8

憲法改正国民投票法の問題点

- ・最低投票率の定めなし
→国民の少数による改憲の危険
 - ・投票日の15日以前のテレビCM規制なし
 - ・投票日の14日以内でも勧誘行為以外のCM可能
 - ・運動の広告資金の規制なし
→資金力の多寡による不公平
 - ・公務員と教育者の国民投票運動の制限(地位を利用してのもの)
→萎縮効果
→これらの問題点につき、再度憲法審査会で論議の必要あり。
- 9

日本国憲法で一番大切なものは？

憲法9条？

10

日本国憲法 第9条

1項

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

侵略戦争放棄

2項

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

2項と合わせて、一切の戦争を放棄している。

2項こそが特に重要

11

日本は戦争しない。
正規の軍隊も持たない。

- ・そんなこと言ったって…
- ・北朝鮮が怖いんですけど…
- ・先に攻撃して潰しておいた方が
いいんじゃない？

12

大切なこと

- 相手の立場に立って考える。
- 想像力を働かせる。
- 一歩先を考える。
- そして、具体的に考えること。
-戦争のことを私たちは、どこまで知っているだろうか。

13

アメリカ帰還兵の現実

- 貧困層、仕事がない若者が軍隊に入らざるを得ない厳しい現実。
- 本当は大学に行きたかった(新兵の奨学金希望者85%)。その学費を奨学金で得たかったのに、実際には帰国後はそうした意欲も失われる(卒業できるのは15%)。
- 戦死者以上の帰還兵の自殺者
- 麻薬、犯罪、貧困に苦しむ。
- PTSD、うつ病に苦しみ続けている。

14

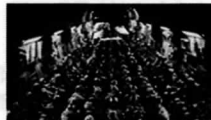
- 精鋭部隊に選ばれたジェレードさんは、繰り返しアフガニスタンとイラクに派遣された。その間、彼の様子は少しずつ変わっていったと、妻・アシュリーさんは話す。
- 「戦場で見たものや、自分がしたことの悪夢に苦しんでいました。症状がドンドンひどくなって、軍に助けを求めましたが、助けてはもらえませんでした。『お前は大丈夫だ。がんばれ』そう言われていました。
- 二人の息子と遊ぶのが何よりも好きだったジェレードさん。そんな彼を特に悩ませたのは、戦場で目にする子供の姿だった。

15

- 「武器を持った子供を見たら、自分が殺される前に射殺しろ、と教えられていました。夫は目に涙を浮かべて、震えながら、『そんなことをしたら自分を許して生きていくことはできない』とっていました。」
- 8度目の派兵から自宅に戻った今年6月、ジェレードさんは自ら銃で頭を撃ち、命を絶った。

16

帰還兵はなぜ 自殺するのか



イラク・アフガニスタンの戦場から帰還した兵士たちが、なぜ自殺するのか。その理由を、戦場から取材した著者が、兵士たちの目撃証言から明らかにする。

内田樹氏推薦!

作者: デイヴィッド・フィンケル,
古屋美登里

17

- アダムと共に戦争に行ったあらゆる兵士たち——小隊30人、中隊120人、大隊800人——は、元気な者ですら、程度の差はあれ、どこか壊れて帰ってきた。アダムと行動を共にしてきた兵士のひとりには、「悪霊のようなものに取りつかれずに帰ってきた者はひとりもいないと思う。その悪霊は動き出すチャンスをねらっているんだ」と言う。
- 「家で襲撃を受けるんだ」別の兵士が言う。「家でくつろいでいると、イラク人が襲撃してくる。そういうふうに見える。不気味な夢だよ」

18

- いたって体調がよさそうに見える兵士は、「妻が言うには、ぼくは毎晩寝ているときに悲鳴をあげているそうだと」言ったあとで困ったように笑い、「でも、それ以外は何の問題もない」と言う。しかしほかの兵士たちと同じように、途方に暮れているように見える。
- 「あの日々のことを、死んでいった仲間のことを、俺たちがやったことを考えない日は一日たりともない」とある兵士は言う。「しかし、人生は進んでいく」

19

- 俺の頭の中はどうなってるんだ。昨夜、ベッドに腰を下ろして、部屋の向こう側にある椅子を見ていたら、そこに血まみれの女の子がいた。その後のことは思い出せない。俺はとんでもないパニック発作に陥ったらしい。死体の幻を見るのはこれが初めてじゃない。死んだイラク人たちが浴槽に浮かんでいるのも見たことがある。どうして浴槽にいるのか、さっぱりわからない。
いま暴れ回りたい気分だ。

20

Gerardo Mena

32歳 ミズーリ州出身 イラク西部へ

帰還兵は今



戦争に
栄光など存在
しなかった

戦争でひどく苦い経験をして、初めて本当に大事な事実を学んだのだと思う。戦争には、栄光など決して存在しないのだということを。戦争とは、むごたらしくも悲惨で、恐ろしい暴力に他ならない。

週刊金曜日989号より

21

どの戦争にも必ず
「戦争の後」がある。

22

敵を叩きつぶした後は？

- 職を失った軍人はどこへ行く？
- 殺人の訓練を受けた作業員はどこへ？
- 核兵器の技術や武器はどこへ？
- 麻薬、覚醒剤はどこへ？
- 偽札はどこへ？
- 数百万人に難民はどこへ？

具体的・現実的に考えること。

独裁政権を崩壊させた後を安定させることは、これまでできなかった。

23

どちらが楽観主義・お花畑なのだろうか

<戦争についての楽観>

- 軍隊は国民を守るものだと思う楽観
- 武力で紛争を解決できると思う楽観
- 日本の帰還兵は精神強靱なのでPTSDなどにかかったり、自殺したりするはずはないと思う楽観。
- 軍隊を持って抑止力を強化すれば、攻められないと思う楽観
- 戦争すれば勝てる、または被害はないと思う楽観
- 攻められても原発は標的にならないと思う楽観
- 敵を作ってもテロの標的にはならないと思っている楽観
- 戦争になっても犠牲になるのは自衛官だけと思う楽観

24

＜人権への影響についての楽観＞

- 軍事費が膨大にかかっても、国民の福祉に影響ないと思っている楽観
- 軍需産業が儲けた利益が国民にまわるとしている楽観
- 軍隊持っても人権保障には影響ないと思っている楽観

＜政治家についての楽観＞

- 軍事情報が開示され文民統制が可能だと思っている楽観
- 日本の政治家には、米国の要求を拒否できる能力があり、かつ軍需産業の意向などには左右されないと思う楽観
- 憲法を変えれば、独立主権国家になれると思っている楽観。武装しても中立でいられると思っている楽観
- 戦前、失敗した軍事力の統制を今の政治家ならできるとしている楽観

25

今こそ、冷静さが必要

- 戦争の悲惨な現実を知ること
- 映画やゲームのようにかっこいいものなんかではない。残酷で、無残で、悲しいだけ。
- 耐えがたい苦痛を家族や友人にもたらず。
- 武力行使によってさらに重大な問題を引き起こす。
- 軍事力によっては、問題は解決できない。

どんな理由があっても、戦争という手段では何も解決しない。

26

憲法の基本的な考え方

＜前文第2項＞

- 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

27

「壁の向こうに仲間を作れば、
壁は壁でなくなる。」

(ダニーロ・ドルチ)

壁は物理的なものではなく、

私たちの意識の問題なんだ

28

Thomas Mann

真の教養とは、

人間は戦争してはいけないと
信じること

自国のことのみを考えるのではなく、

他国のことも深く理解すること

29

戦争は、個人に甚大な被害を及ぼし、
社会を劣化させ、
日本国の価値を貶め、
アジアを含めた世界(地球)への
負の影響は限りなく大きい。

だから、私は戦争を許さない。
憲法9条改悪は許さない。

30

「日本国憲法」制定の 目的はなんですか？

31

近代日本の歩み

- 明治から第二次世界大戦敗戦 (1868~1945)
 - 近代国家建設の過程
 - 不平等条約をいかに改訂させるか。
 - 立憲君主制
 - 天皇主権、上からの改革
 - 国家や天皇のための個人の自己犠牲には価値がある。
 - 個人の自由よりも富国強兵を重視
 - 軍備拡張と経済発展という国家優先による近代化
 - 自由民権運動と大日本帝国憲法発布(1889.2.11)

法体系
政治制度
経済システム

32

日本国憲法制定の経緯

- 1874年 台湾出兵
- 1889年 大日本帝国憲法(明治憲法)発布
- 1894年 日清戦争
- 1904年 日露戦争
- 1914年 第1次世界大戦
- 1931年 満州事変
- 1937年 日中戦争
- 1941年 太平洋戦争(第2次世界大戦)
- 1945年 ポツダム宣言受諾 敗戦 女性参政権も肯定
- 1946年2月 マッカーサー草案 / 但し沖縄を排除
- 6月~10月 議会での審議・議決
- 11月3日 日本国憲法公布
- 1947年5月3日 日本国憲法施行

戦前の日本は、
「家」制度の下で、個人
主義を徹底して排除

33

戦前への反省から

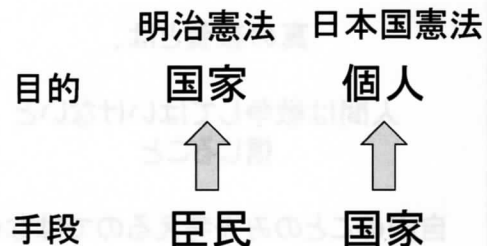
- 神権的「国体」思想の否定
 - 戦前の神権天皇、軍隊、宗教の三位一体の解体
 - 象徴天皇制、9条、政教分離を規定
 - 民族主義的色彩を除去し、全体主義を否定
- 立憲主義の確立
 - 「個人の尊重」を基礎とした真の立憲主義
 - 違憲審査制を採用した徹底した「法の支配」
 - 裁判所の役割を重視(司法権の独立)

34

明治憲法から日本国憲法へ ~憲法価値の転換~

<戦前の日本>	→	<戦後の日本>
天皇主権	→	国民主権
戦争し続けた国	→	戦争できない国
臣民の権利にすぎない国	→	天賦人権思想の国
教育を利用した国	→	教育内容に介入しない国
宗教を利用した国	→	政教分離
障害者、女性、子どもを差別した国	→	差別のない国
貴族・財閥・大地主のいる国	→	格差を是正する国
自己責任を強いる国	→	福祉を充実させる国
徹底した中央集権の国	→	地方自治を保障する国
国家のための個人	→	個人のための国家
国家主義・全体主義	→	個人の尊重・個人主義
国家・天皇を大切に	→	一人ひとりを大切に

35



36

<日本国憲法 前文>

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する(前文第1項)。

<第12条> この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。

37

憲法制定の目的

• 憲法制定の2つの目的

- ① 「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」
→日本中に自由と人権をもたらすため
 - ② 「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」
→政府に二度と戦争をさせないため
- 2つの目的を実現するための手段として
- ③ 「ここに主権が国民に存する」
→私たちが主体的に行動して実現する。

38

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する(前文1項)。

①基本的人権の尊重
②戦争放棄
③国民主権

①②が目的、③が手段

39

日本国憲法の理念と基本原理

●基本原理

立憲主義に立脚し、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義を基本原理としている。

●個人の尊重を中核とする立憲主義の理念

すべての人々が個人として尊重されるために、最高法規としての憲法が、国家権力を制限し、人権保障をはかるという立憲主義の理念を基盤としている。

40

「立憲主義」って
なんですか？

41

なぜ法律に従うのだろうか？

その地域や時代の多数の人の意見に従っているから(手続きが正しい)

↓では

多数意見の内容も常に正しいのか？

↓

NO

情報操作、雰囲気、目先の利益に惑わされる

人間は間違いを犯すことがある

42

「我が闘争」(ヒトラー)

民族主義国家は、人種を一般生活の中心に置かねばならない。民族主義国家は、人種の純粋保持に努めなければならない。

- 1939年8月 安楽死殺害政策実施
 - 不治の患者、遺伝病患者、心身障害者など国の戦争遂行に支障をきたすとみなした者を組織的に抹殺する作戦。
 - 精神科医の協力のもとで準備され実行される。
 - ドイツ国内だけでも21万6000人が犠牲。
- **戦争は差別と弾圧とともにやってくる**
- ここで培われた殺人技術がホロコーストへ引き継がれる。

43

「わが闘争」(ヒトラー)

「大衆の理解力は小さいが、忘却力は大きい。効果的な宣伝は重点をうんと制限して、これをスローガンのように利用し、...最後の1人まで思い浮かべることができるように継続的に行わなければならない。...問題に対する主観的一方的態度が重要。代表すべきものを専ら強調すること。...大衆は...純粋に理性的判断からでもなく、動揺して疑惑や不安に傾きがちな人類の子供から成り立っている。...民衆の圧倒的多数は冷静な熟慮よりもむしろ感情的な感情で考え方や行動を決める。この感情は単純であり、...肯定か否定か、愛か憎しみか、正か不正か、真か偽りか。...大衆に確信させるために...何千回も繰り返すこと。」

44

ヘルマン・ゲーリング元帥

「もちろん、人々は戦争を望みません。運がよくてもせいぜい五体満足で帰ってくるぐらいしかないのに、貧しい農民が戦争に命を賭けたいわけがありません。一般人は戦争を望みません。ソ連でも、イギリスでも、アメリカでも、そしてその点ではドイツも同じことです。ですが、政策を決めるのはその国の指導者です。それに人々を従わせるのはどんな政治体制であろうと、常に簡単なことです。...国民にむかって、われわれは攻撃されかかっているのだと煽り、平和主義者に対しては、愛国心が欠けているし、国を危険に曝していると非難すればよいのです。

この方法はどんな国でもうまくいきますよ。」

45

ヘルマン・ゲーリング元帥

「もちろん、人々は戦争を望みません。運がよくてもせいぜい五体満足で帰ってくるぐらいしかないのに、貧しい農民が戦争に命を賭けたいわけがありません。一般人は戦争を望みません。ソ連でも、イギリスでも、アメリカでも、そしてその点ではドイツも同じことです。ですが、政策を決めるのはその国の指導者です。それに人々を従わせるのはどんな政治体制であろうと、常に簡単なことです。...国民にむかって、われわれは攻撃されかかっているのだと煽り、平和主義者に対しては、愛国心が欠けているし、国を危険に曝していると非難すればよいのです。

この方法はどんな国でもうまくいきますよ。」

46

平和度指数(2017年)

- 1位: アイスランド
- 2位: ニューージーランド
- 3位: ポルトガル
- 4位: オーストリア
- 5位: デンマーク
- 6位: チェコ
- 7位: スロベニア
- 8位: カナダ
- 9位: スイス
- 10位: 日本
- 16位: ドイツ
- 41位: イギリス
- 51位: フランス
- 114位: アメリカ
- 116位: 中国
- 160位: 南スーダン
- 161位: イラク
- 162位: アフガニスタン
- 163位: シリア

47

憲法の必要性

多数意見が常に正しいわけではない



多数意見にも歯止めが必要

多数意見でも奪えない価値があるはず
(法律でも)

人権(特に少数者の)

平和

これを予め決めておくのが憲法

48